

### 只木ゼミ前期第3問

とある企業X社に勤めていた甲は、入社後連日のように上司から叱責され、また毎月80時間以上の残業を強いられたことで、X社に対する恨みを募らせるようになった。

そこで、令和元年5月3日、甲は同月7日未明に、自身が起こした事件がマスメディアに報道されることによって世間の話題となり、X社の信用を貶めることを目的として、X社本社ビル（以下「本件ビル」）に火を放つ旨の決意をした。

同月7日午前2時ごろ、X社社員が皆帰宅したことを確認した甲は本件ビル1階の床に敷かれたカーペットにガソリン6.4Lを撒き、火を放つ準備を一通り終えたところで、「火を放つ前に少し気持ちを落ち着かせよう」と思い、たばこ一本を口に咥え、ライターで火をつけようとしたところ、先ほど床に撒布したガソリンが気化していたため、これに引火し、本件ビル並びに本件ビルに隣接しているY社の本社ビルが全焼するに至った。

なお、甲は本件ビルから避難した際にY社ビルに灯りがついていないことを確認していた。また本件ビルやY社本社ビルが建っている周辺一帯はオフィス街となっていて、隣接している両ビルは幅2メートルほどの細い路地を挟んだだけであった。

一方、同日午前1時ごろ、Y社社員の乙は普段から仲が悪かった同期のBの態度に我慢の限界を超え、BをY社本社ビル5階に呼び出した。そして、乙はBの背後から忍び寄り、殺意をもってBの後頭部を角材で殴打したところ、Bが昏睡状態に陥ったので、乙はBが死亡したと思い込み死体をどうしようか考えていたところ、Y社本社ビルで火災が発生していることに気づき、「このままBは火事で死んだことにしよう」と考え、Bをそのまま放置して、自身は避難した。

ところが、上記乙による殴打行為により、昏睡状態に陥ったBは、当該殴打行為ではなく、火災に伴う、一酸化炭素中毒によって死亡していたことが明らかとなった。

甲と乙の罪責を検討せよ。

参考判例:横浜地裁昭和58年7月20日判決  
大審院大正12年4月30日判決